平成２２年（フ）第３６号
山形県酒田市中町１丁目３番25号、前住所山形県酒田市中央西町２番29号
債務者　里　　功
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１２０号
群馬県高崎市並榎町531番地１　ホウユウパレス高崎並榎317号
債務者　石井　　学
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１９１号
さいたま市北区宮原町２丁目133番地10　パークハイツ101
債務者　安田　和大
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
埼玉県川口市青木３丁目11番36号　コーポ恵303号、旧住所埼玉県川口市本町１丁目15番15号　メゾン鶴103号
債務者　菅森　美香（旧姓濱崎）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
さいたま市北区今羽町101番地１　リーナベルテ弐番館201
債務者　吉川志津果（旧姓照井・吉岡・中筋）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８６号
埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬269番地28
債務者　秋山　孝枝
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７９号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　玉井団地26―503
債務者　横川　英之
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３４号
千葉県旭市鎌数4401番地26　ヒガタコーポ205
債務者　菅澤　武敏
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第４６号
千葉県山武市蓮沼ロの2190番地
債務者　石橋　　孝
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第４７号
千葉県山武市蓮沼ロの2190番地
債務者　石橋加奈子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５２号
千葉県旭市ニの3186番地６
債務者　竹内　　亨
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７号
静岡県三島市南田町２番20号　ハイムアリエスⅢ―301
債務者　宇佐美剛規
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
静岡県伊豆の国市南條761番地の２　高野マンション506号
債務者　小野瀬喜一
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
静岡県御殿場市東田中1124番地の１　新堀ハイツ106
債務者　芹澤麻衣子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０４号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅３街区３棟310号
債務者　佐藤　　勇
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１６０号
名古屋市北区上飯田通２丁目40番地の１　上飯田市街地住宅926号
債務者　松﨑　一貴
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２号
愛知県一宮市新生４丁目５番16号
債務者　粟田　望誉
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部